平成二十年九月十七 第二千八百七十四号 日

増 刊 (1)

П

目 次

規 則 (第五十四号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)

訓 (第二十七号)

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

選挙管理委員会

(総合政策課)

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県建築基準法施行細則の

規

則

平成二十年九月十七日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第五十四号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則 (昭和二十六年福岡県規則第一号) の一部を次のように改

正する。

第十八条の三第三項を次のように改める

3 施行規則第六条第一項の規定により定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に

応じ、 当該各号に定める時期とする。

第一項第一号に掲げる昇降機及び前項各号に掲げる昇降機等 次に掲げる時期

1 施行規則第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定める検査の項目 (以下こ 初回の報告 当該昇降機及び昇降機等を設置した日の翌日から起算して一年

訓 令

福岡県訓令第二十七号

平成二十年九月十七日

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県知事

麻

生

渡

福岡県地方行政連絡会議規程 (昭和三十五年十月福岡県訓令第五十三号)の一部を次

のように改正する。

企画振興部長を経て知事を」を「企画・地域振興部長を経て知事に」に改める。 第九条第一項中「企画振興部長」を「企画・地域振興部長」に改め、 同条第二項中「

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委

員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。 平成二十年九月十七日

過する日まで の号及び次号において「大臣指定検査項目」という。) については、 三年)を経

二回目以降の報告 毎年 (大臣指定検査項目については三年ごとに)、 初回の

第一項第二号及び第三号に掲げる建築設備 報告を行った日に応当する日の属する月の末日まで 毎年(大臣指定検査項目については

三年ごとに)、九月三十日まで

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

本 庁

出先機関

定期発行日 毎週月水金曜日